

資料2



国 國 地 半 第 172 号
總 行 地 第 140 号
27 農 振 第 1683 号
27 文 科 政 第 126 号
厚 生 労 働 省 発 政 1210 第 2 号
20151207 地 第 1 号
環 政 計 発 第 1512114 号
平 成 27 年 12 月 11 日

國土審議會長 奥野 信宏 殿

國土交通大臣 石井 啓一

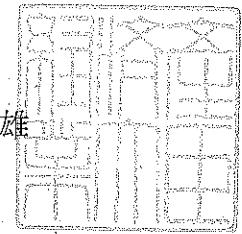
総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 森山 裕

文部科学大臣 馳 浩

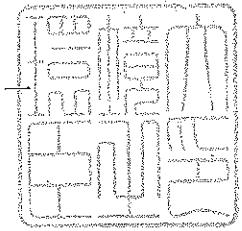
厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 林 幹雄



環境大臣臨時代理

国務大臣 石井 啓



半島振興計画の変更について（諮問）

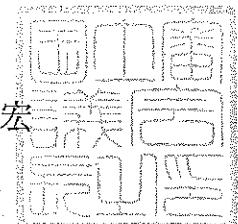
半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり、渡島地域のほか22の半島振興対策実施地域の関係道府県知事より半島振興計画の変更の協議がありましたので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

国国土審第37号
平成27年12月14日

国土審議会半島振興対策部会長
安島博幸 殿

国土審議会長

奥野信



半島振興計画の変更について

平成27年12月11日付け国国地半第172号、總行地第140号、27農振第1683号、27文科政第126号、厚生労働省発政1210第2号、20151207地第1号及び環政計発第1512114号にて国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣臨時代理から当審議会に意見の求めのあった別添「半島振興計画の変更について（諮問）」については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。